

掛川市条例第27号

掛川市職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財政の状況を考慮し、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）に基づいて支給する給料の額の減額のための特例を定めるものとする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第2条 給与条例の適用を受ける職員が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給されるべき給料月額は、給与条例第3条、第4条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 職務の級が1級から3級までにある職員 100分の0.5

(2) 職務の級が4級及び5級にある職員 100分の2.5

(3) 職務の級が6級から8級までにある職員 100分の4.5

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。